

ここまでやったらパワハラです！ — 裁判例 111 選 —

著者：君嶋 護男 発行：労働調査会
定価：2,310円(税込)



本書は、いわゆるパワハラ（パワーハラスメント）に関連した 111 件の裁判例を紹介するとともに、それらの裁判例の整理と分析を行ったものである。

パワハラは職場の活力を阻害するだけでなく、労働者の心身、さらには人命にも影響しかねない問題であり、平成24年3月に厚生労働省から「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が出されるなど、職場で取り組むべき重要な課題として定着してきた感がある。

他方で、そもそも職場でのいかなる言動がパワハラに該当するかについては、上記提言の中で「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」とはされているものの、いまだ具体的にどのような言動が該当するかについて判断に戸惑うところである。パワハラについての具体的イメージを職場関係

者が持てなければ、予防・解決に向けた職場での取組みは困難で

あるし、また、パワハラに該当するのではないかと気にするあまり、職場内でのコミュニケーションや業務上の指導を委縮させることにもなりかねない。

そこで本書はパワハラについての具体的なイメージを持ってもらおうと、具体的に裁判で問題になった111件の事例を紹介している。本書は、読者が容易に各事例の内容を把握できるように、まず各事例について事件の概要および判決をコンパクトにまとめた上で、労働行政における著者の豊富な実務経験に基づいた解説を加え、職場での予防・解決に向けた取組みの上で参考となる点を挙げている。パワハラについての具体的イメージを持ち、予防・解決策を検討する上で非常に有用な内容となっていることから、産業保健の現場に携わる方々にもお薦めしたい一冊である。

(安西法律事務所 荻谷聡史)

パワーハラスメントのポータルサイトが開設

厚生労働省は平成24年10月1日、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるとい職場応援団」を開設しました。

ポータルサイトではパワハラ概念や、職場での取組みの必要性についての解説をはじめ、パワハラ対策に取り組んでいる企業の紹介、裁判例の解説、研修会や相談機関などの案内も掲載されていますので、ぜひアクセスしてみてください。



「みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるとい職場応援団」
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/index.html>

◆ 70 号クエスチョン当選者

※ 70 号の解答：Q1 ②、Q2 ②、Q3 ①

当選者：和歌山県：中島勝己さん／青森県：松橋倫久さん／愛知県：小林憲夫さん／神奈川県：近内勝幸さん／島根県：門田千一さん／富山県：北山和之さん 他 4 名

編集委員（五十音順・敬称略）

委員長 高田 昂 北里大学名誉教授
石渡弘一 神奈川県産業保健推進センター所長
小川康恭 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事
加藤隆康 株式会社グッドライフデザイン代表取締役社長
上家和子 独立行政法人労働者健康福祉機構産業保健担当理事

河野啓子 学校法人咲学園四日市看護医療大学学長
椎葉茂樹 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
浜口伝博 ファームアンドブレイン社代表／産業医
東 敏昭 株式会社デンソー北九州製作所 産業医
道永麻里 社団法人日本医師会常任理事